

令和六年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、令和七年三月十七日までです。

確定申告書等の作成には、パソコンやスマートフォンを使用して、国税庁ホームページから自宅でご利用できるe・Taxをご利用ください。

湯浅納税協会では、本年も税理士による「地区無料相談会場」を開設いたします。

なお、有田市文化福祉センターは一日のみの開催となりますのでご注意ください。

各会場とも、土地等譲渡所得・山林所得・贈与税の相談は行っておりませんので、相談が必要の方は、湯浅税務署にお問い合わせください。



発行人

公益社団法人 湯浅納税協会
有田納税貯蓄組合連合会
編集発行人
谷本文寿



所得税・贈与
税の申告と納
付は

令和7年3月
17日(月)
まで

開催日 開設場所	2月					開設時間
	6 木	12 水	13 木	17 月	18 火	
有田市文化福祉センター 3階 大会議室	●					9:30~16:00
有田川町役場 吉備庁舎 4階 会議室		●				9:30~16:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室			●			9:30~15:00
公益社団法人 湯浅納税協会 3階 会議室				●	●	9:30~16:00

- ※ いずれの会場も正午から午後1時まで相談は行いません。
- ※ 受付時間は、9時30分から終了時間の30分前までです。
- なお、申告会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ ご来場の際には、前年分の申告書等控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある方）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類等をご持参ください。
- なお、会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。
- ※ 各会場とも「土地・建物・株式等の売却による所得」、「贈与税」、「相続税」、「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署へお問い合わせください。

➤ お問い合わせは公益社団法人湯浅納税協会へ(TEL63-5454)

個人事業者の
消費税等の申
告と納付は

令和7年3月
31日(月)
まで

税 務 署 から の お 知 ら せ

令和 **6** 年分 確定申告土地等譲渡所得※

※ 土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得等も含まれます。

贈 与 税 の **相談** は**相談日指定**

ご理解とご協力を
お願いします。

の対応となります！

相談日程(○…相談日)

【令和7年】2/24(月)は祝日で開庁していません。

会 場

湯浅税務署
確定申告会場

相談受付は
16時までです

月	火	水	木	金
2/17	18	19	20	21
24 (祝日)	25	26	27	28
3/3	4	5	6	7
10	11	12	13	14
17				

 湯浅税務署

※ この文書による行政指導の
責任者は税務署長です。